⑴　国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は特定ＪＶでの参加の場合の構成員の代表者は1,250点（特定ＪＶの、構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。

⑷　平成11年度以降に元請として、完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は特定ＪＶの代表者

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上２階建以上かつ延べ面積8,000㎡以上の病院の新営又は全面的な改修工事

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上２階建以上かつ延べ面積4,000㎡以上の病院、校舎、研究施設、庁舎又は事務所の新営又は全面的な改修工事

⑸　特定ＪＶの構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　特定ＪＶの構成員数は、２又は３社とする。

⑺　特定ＪＶの結成方法は、自主結成とすること。

⑻　特定ＪＶの構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　特定ＪＶの代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　単体又は特定ＪＶの代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　上記⑷①に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑾　特定ＪＶの場合の代表者以外の構成員については、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　上記⑷②に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑿　技術提案書等の提出期限の日から改札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下、「指名停止措置」という。）を受けていないこと。

⒀　上記１．に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが特定ＪＶの代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の㋑、㋺の要件に該当する者のうち、⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋑　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋺　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ、与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、提案の内容により、評価項目毎に優／良／可で評価する。

②　「工事全般の施工計画」に関しては、提案の内容により、優／良／可／不適切（欠格）で評価する。

③　各評価項目の合計評価点数が最高の者に30点の加算点を与える。それ以外の者の技術提案書については、各評価項目の合計評価点数に応じた点数を按分して、加算点とする。②において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目

本工事における評価項目は、以下のとおりとする。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」

・ライフサイクルコスト
・環境の維持
・特別な安全対策

②　工事全般の施工計画

・施工上配慮すべき事項等の技術的所見

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が、実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局

〒520―2192 滋賀県大津市瀬田月輪町　国立大学法人滋賀医科大学施設課施設企画係
電話077―548―2052

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

平成21年７月17日（金）から平成21年８月７日（金）まで　滋賀医科大学ホームページにて交付する。（滋賀医科大学＞企業の方＞調達情報）

なお、競争参加資格確認後に交付する設計図書等の購入にあたっては、実費とする。

⑶　技術提案書等の提出期限及び方法

平成21年８月７日（金）午後５時までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記の⑴に持参すること（郵送及び電送（ファクシミリ）による提出は認めない。土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。）

⑷　特定ＪＶの場合の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

上記⑶に同じ。

⑸　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は、平成21年９月10日（木）12時00分（必着）までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合が、紙により持参又は郵送（郵便書留等の配達の記録が残る方法に限る。）し、電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

なお、紙により入札書を提出する場合、提出場所は上記の⑴と同じとする。

開札は、平成21年９月11日（金）９時30分。滋賀医科大学事務局大会議室にて行う。